

平成17年度 国立大学法人岡山大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1. 教育開発センター教育評価専門委員会において、本学の学士教育（教養教育・学部専門教育）、大学院教育の教育成果を検証して教育内容の改善点を明確にするために、入試成績、学業成績及び就職状況等の基礎データを収集・分析し、成果の判定基準を策定するための基本的観点を確立する。
2. 教育開発センターを中心に、教育目標の達成に向けて教育内容の改善を図るため、学生による授業評価アンケートの集計結果の各教員へのフィードバックの迅速化の状況及び半期ごとのアンケート結果に基づく改善状況を検証するとともに、適当なレビューアーによる授業観察に基づく授業評価の導入を計画する。
3. 教育開発センターを中心に、企業・団体等に対する教育の成果・効果に関するアンケートの実施や外部有識者による教育評価の具体的な実施方法を検討する。
4. 教育の到達目標の達成との関係を明確にする目的でカリキュラムの改善・整備を行う必要がある学部・研究科等は、これを行った上、ホームページ等により社会に公表する。
5. 学習達成度の把握と学習支援の充実を図るため、教育開発センターを中心に成績の平均点による評価方法であるGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の導入に向けて履修登録単位の上制限の推進等の条件整備を行う。
6. 学務部において、平成16年度に行った調査結果（他大学の状況視察、就職担当者・学生へのアンケート等）を基に、本学の進路・就職支援状況（教育内容、キャリア教育、インターンシップ、就職支援、資格取得等）や支援体制（既存の学務部・各学部・学科の就職資料室及び就職担当教員等の機能と在り方）を分析する。
その分析結果に基づき、学生のニーズ及び社会の動向に応えた、きめ細かな進路・就職支援サービスの提供とインターンシップ及びキャリア教育の充実とともに、各種資格試験の合格率及び就職率の向上を図るための全学的進路・就職支援体制、支援内容の整備・構築案を各学部と連携しながら策定する。

[学士教育]

i (教養教育)

7. 教育開発センターは、教養教育の体系（科目区分並びにそれらの下位領域構成、専門科目との関連）について、全ての学部から意見を聴取し、必要な場合は修正を行う。
8. 本学の教養教育の基本目標達成に向け、学部専門教育との連続性も配慮した一貫性のある履修指導体制を確立するために、教育開発センターを中心として、教員が少人数の学生を分担して助言・指導を与えるアカデミックアドバイザー制（教員が少人数の学生を分担して勉学上の助言・指導を行う）や、学生が自らの勉学の進捗状況をいつでも必要に応じて点検することができる学習自己モニター制等の整備を図る。
9. 外国語教育センターは、英語の能力別クラスを編成するためのブレースメントテストを引き続き実施し、英語教育の達成度評価の検討を行う。
10. 外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語教育センターを中心として全学生に対しネイティブ・スピーカーによる講義を準備し、このネイティブ・スピーカーが担当する授業を中心にコミュニケーションを主体とする特色あるカリキュラムを試行する。
11. 教育開発センターにおいて、学生による自主的活動を支援する具体的な方法を検討するとともに、適切な内容の活動（ボランティア活動、学内自主演習等）に対しては教養教育の単位として認定する。
12. 教育開発センターを中心に、学部学生にとって専門基礎科目を履修する機会が増えるように授業時間割等を改善する。

ii (学部専門教育)

13. 学部共通のカリキュラム構成が可能な学部は、学部専門教育の到達目標達成に向け、教養教育との関連も踏まえた履修モデルの作成とともに、履修指導体制を充実させる。
14. 学部においては、専門分野でのコアとなる専門知識の習得のため、必要に応じてティーチングアシスタント（学部生に対する教育補助業務を担う大学院生）を活用し、教育体制を充実させる。
15. 学部においては、教育成果の向上のため、必要に応じて学生が学習状況を自己モニターできるための指導体制を充実させる。

16. 学部においては、専門分野における教育の強化充実のため、必要に応じて大学院生との連携を図る。

17. 学部においては、国際化社会で専門分野の学習成果を駆使して活躍できるよう、必要に応じて国際化、学際化等に対応する教育科目を導入する。

【大学院教育】

18. 研究科は、教育実施体制の強化を図るため、必要に応じてカリキュラム等の外部評価を実施する。

19. 研究科は、必要に応じて、長期履修制度を利用する社会人に配慮したカリキュラムを検討し、フレックス・タイム制の導入を図る。

（２）教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

１）アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

20. 教育開発センターを中心に、高校教育と大学教育の連続性を確保するために、高校教育と大学教育の密接な連携を図る。

21. 特色ある学生を受け入れるためにＡＯ入試（マッチングプログラム入試を含む）を導入する。

22. 入学後に転学部や転学科を希望する学生に柔軟に対応するため、学務部を中心として基準の緩和、手順の簡略化、学生への周知、相談窓口の強化を実施するとともに、転学部・転学科を妨げている要因の整理とその具体的な対策について検討する。

２）教育課程に関する具体的方策

23. 各学部は、独自の積み上げ式教育プログラムを作成するために、社会が要請する人材のあるべき具体像、特に専門家として卒業時に獲得しているべき具体的な学識を明確にする。

24. 全ての学部において、専門科目を体系的かつ効果的に履修させるために、必要に応じて履修科目の序列や履修年次を規定して専門教育カリキュラムの階層化を進めるとともに、シラバス（授業概要情報集）等に各科目の履修要件および成績の絶対評価基準を明示する。

25. 多様かつ学際的な教育体制を構築するために、教育開発センターを中心として他学部開講科目の履修を容易にする。

26. 教育開発センターを中心に、幅広い視野から専門的能力を有効に活かすことのできる人材の育成を目指して導入された副専攻制の充実を図る。
27. 教育開発センターを中心に、マッチングプログラム（オーダーメイド的履修プログラム）教育の、教育実施体制、カリキュラム内容等を整備する。
28. 学士・大学院課程間のカリキュラムの有機的な連携を強化するため、教育開発センターを中心として、大学院課程の開講科目と教授内容を点検し、学士課程のカリキュラム改革を進める。
29. 社会の求める有能な人材を育成するために、教育開発センターを中心に、民間企業、官庁、NPO等外部組織の教育資源を活用し、多様かつ実践的なカリキュラムを構築する。

3 教育方法に関する具体的方策

30. 教育開発センターを中心として、教育効果を高めるために、「対話と議論」を重視した少人数・討論型授業を提供する。
31. 学務部は、TA（ティーチングアシスタント、学部生に対する教育補助業務を担う大学院生）に関する基本方針の「役割・任務・配置等」について見直しを行い、TA制度を充実させる。
32. 学務部は、正課学習の補完および発展としての、教室外での自主学習を支援する手段として、Webベースの教育支援ソフトの導入を引き続き検討する。
33. 教育開発センターは、学内、他大学間、大学以外の外部組織（民間企業、官庁等）との連携を一元的に行うことにより、教育形態・方法・内容の、多様化・多次元化・効率化を図る。
34. 教育開発センターを中心に、効果的な教育内容、教授法等に関する検討を引き続き行う。
35. 学部は、成績不振等の学生に対して、当該学部の到達目標や学生個々の状況等に照らした指導を行う。

4）成績評価に関する具体的方策

36. 学務部を中心として、社会的信頼の獲得と説明責任を果たすため、教育の成果を教育目的・目標とともに公表する方法について検討する。

【大学院課程】

1) アドミッション・ポリシーに関する具体的方策

37. 各研究科は、教育目標と入学者受入れ方針を策定し、公表する。
38. 各研究科において、国内外から広く優秀な学生を集めるための方策を引き続き検討する。

2) 教育課程に関する具体的方策

39. 各研究科・専攻は、コア・カリキュラムを確立し、カリキュラムを体系化する。開講授業科目及び授業内容が教育目標に照らして適切なものになっているか否かを点検し、改善する。(平成17年度新設、改組研究科を除く。)
40. 研究科は、現授業科目が学際性、応用力、実践力を養うに足りる科目か否か検討し、結果、授業科目の整備が必要と判断される場合は必要となる授業科目について検討を行う。

3) 教育方法に関する具体的方策

41. 全ての研究科は、各研究科が求める先進的教育内容に応じた授業形態、指導方法を採用するために、授業形態や指導方法と教育効果の関係を点検する体制を整備する。(博士後期課程を除く。)
42. 研究科は、各研究科の教育方法、教育内容において一層の国際化を推進するため、英語による授業の拡大を図る。
43. 研究科は、国際水準の教育を展開するために、国内外の教育研究機関と連携し、教育研究の交流を促進する。
44. 研究科においては、交換プログラム等により本学学生が国外の大学へ留学する場合の準備教育を必要に応じて充実させる。

4) 成績評価に関する具体的方策

45. 全ての研究科は、全ての開講科目について成績評価基準をシラバス(授業概要情報集)等に明示し、厳格に適用する。(博士後期課程を除く。)
46. 全ての研究科は、学生による研究成果の学会発表や論文発表を評価する制度の導入を引き続き検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

47. 総務・企画部は、部局別標準教員数を定め、各部局からの重点配置希望を調査し、重点配置教員を決定する。

48. 総務・企画部は、外国人教員及び女性教員の採用傾向を検証する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

49. 学務部は、各学部と連携して学生の自主学習の推進に必要となるハード（自主学習スペースの確保含む）、ソフト両面の環境整備を財源の範囲内で継続的に実施する。
50. 教育開発センターを中心として、学生・社会人に対する教育提供及び利便性の拡大のため、遠隔学習・生涯教育・在宅型教育・オンデマンド型教育（必要なときに、いつでも、どこでも受けられる）等のITを活用する教育に関し、実施の可能性について検討を行う。
51. 附属図書館を中心として、電子ジャーナル・データベースなどの情報を利用できる環境を整備し、電子図書館機能を有効に活用するため図書情報リテラシー教育を計画し実施するとともに、学生の学習を支援するため、シラバス掲載図書を購入し自学自習環境を整備する。
52. 総合情報基盤センターを中心として、複数の地域情報ハイウェイを経由したキャンパス間接続実験に関して、独立行政法人「情報通信研究機構」と共同研究を行い、キャンパス間研究開発用ネットワークの実験網を構築する。

3) 教育の質の改善に関する具体的方策

53. 教育開発センター教育評価専門委員会において、教育成果向上のために実施された各種の調査結果や得られた資料等を総合した教員の教授能力のより効果的な評価方法の構築について検討する。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

54. 教育開発センターを中心に、教育内容及び授業方法改善の一環として、シラバス（授業概要情報集）の一層有効な活用法を策定する。
55. 教育開発センターは、学ぶ者の視点が授業改善に活かされているということの重要性に鑑み、学生が参画している学生・教職員教育改善委員会の活動の拡充を図り、必要な制度的・財政的支援体制を整備・強化する。

5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

56. 総合大学として本学が具備している教育資源を有効に活用するため、教育開発センターが主体となり、学内共同教育体制の基本的な在り方を検討する。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

57. 各学部は、全学の基礎教育（教養教育）を分担し、4系基礎分野の全学教育に引き続き貢献する。
58. 学部は、学部の教育内容に応じたスペシャリスト育成を目指す場合においては、学部教育プログラムと大学院教育プログラムの連携を図ることによる強化プログラムを策定する。
59. 法学部は、学部の教育体系について、法務研究科と連携して、法学部（総務委員会）において引き続き検討を行う。
60. 文化科学研究科は、ビジネス・スクール設置に関する社会的ニーズ等の調査結果を基に、本学に適したビジネス・スクールの在り方等について検討を開始する。
61. 学部においては、必要に応じ、国際標準としての教育レベルの質的保証となる教育プログラム認定機構の認定審査基準に基づいた教育内容・カリキュラムを整備する。
62. 卒前臨床実習、卒後臨床教育等の研修プログラムの管理計画の充実について関係学部・研究科において引き続き検討する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

１）学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

63. 教育開発センターを中心に、成績不振学生に対する支援体制を構築する。
64. 教育開発センターを中心に、1，2年生の早い時期からの学生の勉学・生活状況を把握し、指導できる体制として、専門科目、必修科目担当教員との連携を密にするシステムの構築をめざすことでアカデミック・アドバイザー制（教員が少人数の学生を分担して勉学上の助言・指導を行う）を充実させる。また、本学でのオフィス・アワー制（学生の質問等に応じるために教員が予め特定の時間帯を指定する）について、改廃を含めて必要性を調査する。
65. 学務部を中心に、体育系・文化系サークルに対する課外活動実態調査アンケートの分析結果を基に、サークル活動活性化につながる施設の安全・衛生面等の改善を検討する。
66. 教育開発センターは、健康・スポーツ科学及び学生体育活動等支援充実を目指した新たなスポーツ施設設置の必要性や内容について調査・検討する。

２）生活相談・就職支援等に関する具体的方策

67. 学務部は、学生相談体制を充実するため、学生・教職員に対するアンケートの分析結果に基づき相談協力委員の研修、ピアサポーターのより能動的・自主的な活動の促進を図る。また、学生相談室に専門的職員等の配置が可能となるまでの間、ピアサポーターを経験した大学院生による上級ピアサポーターとしての活用が可能かどうか検討する。
68. 総務・企画部は、同窓会組織等の現状を分析し、教育研究環境、就職対策等を支援する全学的な組織の設置を検討する。
69. 保健環境センターは、全ての学部・研究科から学生のメンタルヘルスネットワークの全学委員を選出してネットワークを完成し、活動を開始する。併せて感染症についても予防対策等のための方策を検討する。
70. 施設企画部は、学内施設のバリアフリー対策工事を財源の範囲内で継続的に推進する。
71. 学務部を中心として、障害者の修学をサポートするための学内支援体制を整備する。
72. 学務部を中心に、教職員・学生に対し障害者の修学支援に関する啓蒙活動を実施する。

3) 経済的支援に関する具体的方策

73. 学務部を中心に、成績優秀者あるいは入学試験優秀者に対する授業料免除制度等優遇措置の導入を引き続き検討する。

4) 社会人・留学生等に対する配慮に関する具体的方策

74. 留学生センターは、平成16年度に全留学生を対象に実施した日本語学習に関する意識調査の結果に基づき、日本語研修コース、全学日本語コース及び日韓理工系学部入学前予備教育受講生それぞれのニーズに即した授業や教材の充実を行う。また、受講生の個別学習状況の定期的な通知を行う。
75. 教育開発センターは、平成16年度に構築したシステムを基にして更なる現職教員等のリカレント教育の充実に関する方策を検討する。
76. 教育開発センターは各学部と共同で、公開講座、科目等履修生の制度を活用して、一般市民に対し学校教育と職業生活との結びつきを重視した教育の提供を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

77. 研究推進・産学官連携機構研究推進部門は、研究活動と研究成果の検証に関する分析結果を研究活動の改善に反映させるための方法確立することにより研究活動を活性化し、その研究成果の継続的検証を行う。
78. 研究推進・産学官連携機構研究推進部門は、個々の学術分野の果たすべき目標を明確化し、国際的に通用する高度中核研究拠点構築のために必要な方策を検討する。
79. 研究推進・産学官連携機構運営会議は、大学院組織を中心に研究重点領域を決定し、プロジェクト研究を組織する。

2) 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

80. 研究推進・産学官連携機構運営会議を中心に、「岡山大学重点プロジェクト(学内C O E)」を運営(採択、中間評価、継続判定、外部資金への応募)する体制を構築する。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

81. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)は、地域共同研究センター及び大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを中心として、大学の研究シーズを積極的に発信する体制を構築し、産学官共同研究の強化を強力に推進する。特に、岡山T L Oとの連携を強化する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究者等の配置に関する具体的方策

82. 総務・企画部は、各研究領域の発展に併せて、先進で斬新かつ、優秀な研究者を確保するとともに流動性を促進するため、外部資金による任期付きの契約教員の雇用を可能とする制度を検討する。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

83. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)を中心として、競争的研究支援経費の枠組み(歳入・歳出)を作る。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

84. 研究交流部を中心に、恒久的基幹設備である高額分析機器の共同利用の促進や学外者の利用を推進するための規程を定める等の方針を策定する。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

85. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)を中心として、知的財産創出支

援等に係る施策として重点部局で特許等知的財産の創出・取得の相談業務を実施するとともに知的財産フォーラム等の企画・立案，実施を行う。

- 86. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)は，特許等知的財産の資料を蓄積しつつ，発明届目標件数（シーズ１００件）を設定する。
- 87. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)を中心に，岡山ＴＬＯに技術移転を積極的に行うためのシーズ情報を提供するとともに，県内他大学との連携組織を立ち上げる。

6) 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- 88. 地球物質科学研究センターは，国内・国際共同研究を押し進め，センターの研究分野における国際研究拠点形成を引き続き推進する。
- 89. 地球物質科学研究センターは，１００万気圧の超高圧発生を目的とする，新しい超高圧発生装置の開発・設置を行う。また，平成１６年度に導入された高感度表面電離型質量分析計と誘導結合プラズマ質量分析計を用いた新しい地球化学トレーサーの開発を行う。
- 90. 地球物質科学研究センターは，２１世紀ＣＯＥプログラム「固体地球科学の国際研究拠点形成」と特別教育研究経費「地球の起源・進化・ダイナミクスに関する国際共同研究拠点の形成」に沿って全国共同利用研究員，国際共同研究員，外国人Ⅲ種研究員を招聘し，国際共同研究を推進する。
- 91. 研究交流部は，国際的な共同研究の促進及び全国共同利用施設の利用促進のため，教員及び研究グループにSpring 8，HiSOR，高エネルギー加速器研究機構等の全国共同利用施設等の情報をホームページ等で提供し，参加を促進する。
- 92. 産学官連携，ベンチャー機能を一元化するために，地域共同研究センター，大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを統合し，「産学官連携センター」の設置を計画する。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 93. 研究交流部を中心に，各学部・研究科・附置研究所等の研究体制を支える設備機器の現状を調査し，その上で効率的な活用方法（利用料金等）を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会との連携，協力に関する具体的方策

94. 教育開発センターは、地域教育機関との連携強化のための基礎データを分析し、連携強化の方策を検討する。
95. 研究交流部は、リエゾン・オフィスを活用して、地域貢献事業を行うための方法を確立するとともに、地域貢献事業を引き続き実施する。
96. 学術情報部は、岡山市等地方公共団体と連携し、池田家文庫貴重資料を活用した教育用デジタルコンテンツ製作プロジェクトを立ち上げ、デジタルコンテンツの開発を行う。
97. 教育開発センターは、市民の生涯学習推進を図るための具体的施策を検討する。
98. 教育開発センターは、生涯学習拠点化促進に必要な基礎データ管理・分析方法を確立する。

３）地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

99. 学務部が主体となり、県内１５大学の学術交流・単位互換を推進する。

４）国際交流等に関する具体的方策

100. 国際交流推進機構を中心に、国際協力サポートセンター、国際協力機構（ＪＩＣＡ）等を始めとする、幅広い国際関係機関と連携を図るとともに、国際連携研究事業の支援を通じて、全学的見地から戦略的・効率的に国際交流を推進する。また、国際交流を重点的に推進する地域を確定し、その地域における研究者、学生の派遣・受入れ、国際共同研究等の国際的な活動を推進するための国際戦略を策定する。
101. 国際交流推進機構国際交流部門を中心に、外国人研究者、留学生の積極的な受入れに資するため、快適な住環境の提供、奨学金等経済的支援を拡充する具体的方策を確立し、その方策に基づき受入れ体制の充実を図る。
102. 留学生センターは、過去の相談指導内容の分析結果に基づいて、教職員用のマニュアル「留学生受入れ・派遣諸手続必携」を作成する。
103. 国際交流推進機構国際交流部門を中心に、海外の大学・部局との協定締結を促進する。また、各協定の交流状況を定期的に評価し、拠点化を図るとともに、交流の実質化を図り、研究者、学生の海外派遣を推進する。

５）教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

104. 国際交流推進機構研究協力部門を中心に、海外の大学、研究機関との国際共

同研究や、研究プロジェクトの推進を支援する枠組みを確立するとともに、国際的な活動を重点的に推進する地域における国際共同研究等の国際連携研究事業の支援を行う。

105. 国際交流推進機構研究協力部門は、岡山大学及び関係者主催の国際会議開催に係る情報等を所掌し、広報する。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

１）患者中心の人間的医療環境の創生に関する具体的方策

106. 附属病院は、患者の導線を考慮し、中央部門等の業務の集約を図り、再配置について検討を進める。
107. 附属病院は、外来受診での受付から診療開始、診療終了までの手続きの電子化及び電子カルテによる診療体制の整備を推進し、患者の待ち時間の短縮など、患者サービスの充実を図る。
108. 附属病院は、救急部と関係診療科等の協力の下、脳疾患救急のチーム医療に関する標準化した診断、治療マニュアル、小児救急初期マニュアル及び冠動脈疾患急性期医療マニュアルの作成を開始する。
109. 附属病院の救急部、医療安全管理部が中心となって、全病棟、全外来におけるＡＥＤ（自動体外式除細動器）、救急カート整備と救急対応訓練の実施を検討する。
110. 附属病院医事課地域医療連携室は、総合患者支援センター、各診療科の協力の下、地域連携体制の整備を進めるとともに、増加する医療相談等に対応する体制を整備する。
111. 附属病院は、患者の生命・生活機能を支える要因別専門チームの活動状況を把握し、総合患者支援センターとして横断的な支援を継続して行う。
112. 附属病院は、退院支援と継続医療のための地域連携システムの構築に向け検討を進める。
113. 附属病院は、岡山県など行政とタイアップして、テレビ電話機能付携帯電話（ＦＯＭＡ）を用いた遠隔医療支援について、携帯電話と附属病院内あるいは地域医療機関内のＬＡＮにつながれたテレビ会議機能付パソコンとを結ぶネットワークの構築に向け検討を進める。
114. 附属病院は、包括的・継続的医療とケアのために地域のニーズに対応し得る

多様な専門的チームを立ち上げ、地域医療支援ネットワークの構築に向け検討を進める。

2) 高度先進医療の提供、先端医療の開発並びに臨床研究の推進に関する具体的方策

115. 附属病院は、臓器移植を推進するため、ドナー・コーディネーター、レシピエント・コーディネーター、メディカル・ソーシャルワーカー等の整備を進めるとともに、組織化を図る。

116. 附属病院は、地域の中核病院として医療と福祉の充実に貢献し得る体制の構築に向け検討を進める。

3) 良質な医療人の育成に関する具体的方策

117. 附属病院は、医学部・歯学部・薬学部と連携して医療教育統合開発センターを設置する。

118. 附属病院を中心として、卒後臨床研修の必修化に対応するため、教育プログラムをより魅力あるものに見直しを図る。

119. 附属病院は、救命救急技術修得のため、BLS（一次救命措置）及びACLS（二次救命措置）を含めた臨床実技修得の場の確保を図り、医師・歯科医師・研修医・看護師等医療従事者のためのコースを引き続き開催する。また、学外の医師会、歯科医師会及び消防署員がBLS、ACLSを実施できるためのコース開催を支援するとともに、院内開催を検討する。

4) 効率的・効果的医療環境の構築に関する具体的方策

120. 附属病院は、手術部、検査部、放射線部等中央診療施設の整備・充実を図るため、各部の現状調査・点検を実施し、業務分析を行う。その結果を踏まえ、各部等の機能及び運営体制等の見直しについて、院内に設置した病院長期施設整備計画委員会において検討を行う。

121. 附属病院は、地域の救急医療に資するため、救急救命センター設置に関して、岡山県及び医師会との意見調整を引き続き行う。

122. 附属病院は、救命救急センターの特徴としての外傷センターの設置についての検討を開始する。（全国的に開始された外傷症例のデータベースの構築に当たっている。）

123. 附属病院は、患者の返送・逆紹介の中央化を検討する。

124. 附属病院は、地域連携室機能の充実を検討する。総合患者支援センター内の遠隔医療支援部の整備、連携施設との遠隔医療のモデル事業、医用画像遠隔診断システムの構築、小児救急医療、僻地医療支援などのモデルを立案、検証する。

125. 附属病院は、職員の接遇に対する意識高揚を図るため、各職場における接遇の努力目標を掲げる。

126. 附属病院は、医療事故を防止するため、医療安全管理部に専任の医師（教員）を配置することで引き続き検討を進める。

127. 附属病院は、病院情報システムの利用による安全な医療を引き続き行う。（バーコードによる薬品、患者、職員照合など）

５）病院の管理体制の強化に関する具体的方策

128. 附属病院は、強いリーダーシップを発揮できるよう、病院長の病院人事権と予算の配分裁量権を強化するとともに、病院長の専任化を引き続き検討する。

６）病院の運営体制の強化、外部評価システムの構築等に関する具体的方策

129. 附属病院は、自己点検評価のための病院評価指標の作成を進める。

８）教育の質の向上に関する具体的方策

130. 附属病院は、医療系各専門職種の会と連携して、各種生涯学習教育プログラムを立案・作成・実施するため、学部や大学院とも協力し、医療教育統合開発センターを設置し、継続的な稼働を行う。

９）施設・設備の整備に関する具体的方策

131. 附属病院は、中央診療棟の整備計画について、病院長期施設整備検討委員会を中心に立案作業を進める。

132. 附属病院は、新病棟Ⅱ期の運用等について、委員会を設置し検討を行う。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

１）大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

133. 教育学部は、学部教員の学問知を、児童・生徒に伝える方法で伝授し、また附属学校園教員の実践知を教員を目指す学生に伝授するために相互乗り入れ授業の実施体制の体系化と系統化の原案を作成する。

134. 教育学部は附属教育実践総合センターと共同して、教育実習カリキュラムの評価及び分析を更に引き続き行いながら、新たな教育実習カリキュラムの策定

準備を行う。

135. 教育学部は、「日常的な教育実習」ともいうべきボランティア実習を制度化するためのルールを作成するため、平成16年度に調査研究を行ったデータをもとに、素案作りに着手する。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

136. 教育学部は、学部と附属学校が連携して行う教育・研究全般、管理運営等の企画運営のための現在の運営組織の機能、役割の点検・評価を引き続き実施しながら平成16年度に組織整備した附属学校園連絡調整委員会及び学部・附属学校運営委員会作業部会において改善・実施方法について検討する。

137. 教育学部は、学部・附属学校園研究発表会、授業公開を実施し、内容の充実を図る。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

138. 教育学部は、入学者受入方針を策定するために設置したWGである「附属学校園入学者選抜改善検討委員会」で、平成17年度入学者選抜に関する問題点等を整理し、入学者受入方針や方法について検討する。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

139. 教育学部と総務・企画部は連携を取りながら、引き続き、公立学校教員と人事交流を実施し、一層の活性化を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

140. 総務・企画部を中心として、法人化に伴って構築した全学的な管理運営体制及び事務体制が、所期の目的である機動的な運営体制となり成果を上げているか検証する。

141. 大学の財政基盤強化のため、地域共同研究センター教員と研究交流部が協力して、外部資金を戦略的に獲得するための体制を構築する。

142. 総務・企画部を中心に、高等教育の将来像を踏まえた本学における教育・研究の基本理念・基本方針（素案）を策定する。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

143. 総務・企画部を中心として、法人化に伴って構築した全学的な管理運営体制と部局との間で共通理解と認識が図られ、成果を上げているか検証する。

3) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

144. 総務・企画部を中心として、法人化に伴って構築した学部の管理運営体制が、所期の目的である機動的・戦略的な運営を実施し、成果を上げているか検証する。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

145. 総務・企画部を中心として、大学事務に求められている変化に柔軟に対応できる機能的で適正な事務組織のモデルを作成し、将来を視野に入れた事務組織全体の編成を事務機能及び人員数の両面から検討する。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

146. 財務部を中心として、教員を含めたWGにおいて、外部資金のオーバーヘッド制度のあり方を更に検討し、結論を得る。

6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

147. 総務・企画部を中心として、専門家の登用が必要とされる部署・専門分野等の設定及び選考方法等を検討する。

7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

148. 法人監査室は、内部監査に係る考え方及び監査方法等について、内部監査の実施過程において検証と確認を行い、本学における内部監査のあり方を明らかにするとともに、内部監査機能の一層の充実を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

2) 教育研究組織の見直しの方向性に関する具体的方策

149. 文化科学研究科（博士前期課程）は、既存の専攻を見直して「現代社会が直面する諸問題を公共財の観点から解明する人材を養成する専攻」及び「組織の経営リーダーの養成、とりわけ地場企業経営を率いるためのリーダー人材を養成する専攻」の設置を検討する。
150. 以下の学部において、教育研究組織の見直し及び改組転換を検討する。
教育学部は、総合教育課程を見直し、教育力を教員養成課程へ集結するための改組を検討する。
薬学部は、6年生の学科を新設し、既存の4年制総合薬学科との併設を検討する。
環境理工学部は、学部組織の見直しについて検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

151. 総務・企画部は、平成16年度に試行した「事務系職員の業務改善目標評価

制度」を見直し、内容を充実させ、試行を続ける。

152. 総務・企画部は、学会賞等受賞者に対するインセンティブ付与方法を検討する。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

153. 総務・企画部は、特任教員（研究）制度及び寄付講座教員の取り扱いについて検討する。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

154. 総務・企画部は、職員からの申請に基づいて勤務時間をスライドできる制度を検討するとともに、保育施設の形態について調査する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

155. 総務・企画部は、特殊能力者の選考採用基準を設定する。また、特殊能力者の採用後の処遇について、検討する。

156. 総務・企画部を中心に、事務・技術系職員研修、民間研修、外国語研修及び他大学等との人事交流を推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

157. 総務・企画部は、各部と連携を取り、業務内容を統一化・標準化するためのマニュアル作成の検討を行う。また、従来の複雑な給与制度等を見直し、簡素な給与決定基準に改正し、当該事務手続きの簡素化を検討する。

158. 附属病院は、医療関連の業務について、経費面から分析し、アウトソーシング方法の費用対効果を比較検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金等の外部資金増加に関する具体的方策

159. 研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）、地域共同研究センター及び大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを中心に、外部資金獲得方策を立案し、平成15年度を基準として倍増（中期計画期間中）を目指す。

なお、部局別に歳入・歳出を基にして目標値を定める。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

160. 附属病院は、ICUを増床し、増収を図る。

161.	教育開発センターを中心に、引き続いて資格取得支援や生涯学習のための各種講座などを提供するなど公開講座の見直しや、地方公共団体等及び県内の大学と連携して、多様な公開講座を実施する。
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策	
162.	財務部を中心として、経費節減のため募集したアイデアについて、実施方策を検討するとともに実施できるものから実施する。
2) 非常勤講師手当等の抑制に関する具体的方策	
163.	教育開発センターを中心として、非常勤講師の役割を明確にし、専任教員の授業担当標準コマ数を制度化するとともに、非常勤講師依存度の低減策を策定する。
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策	
164.	財務部を中心に、貸付対象資産の拡大、近傍類似の施設の貸付料金を参考とした貸付単価の改定などにより資産の有効な活用に努める。
2) 施設設備の有効利用に関する具体的方策	
165.	施設企画部は、現有施設の施設パトロールを重点課題として継続的に行う。津島キャンパスに引き続き、施設整備に係る「魅力あるキャンパス構築のための基本計画」の鹿田団地素案をまとめる。
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策	
166.	評価センターを中心に、平成20年度に大学評価・学位授与機構が行う機関別認証評価を受けるための準備を開始する。
167.	評価センターは、自己点検・評価に必要な資料に係る一元管理の方法について総合情報基盤センター等と協力して引き続き検討する。
168.	評価センターは、国際的な外部評価について引き続き調査を行い、評価方法等を検討する。
2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策	
169.	評価センターを中心として、教育研究の向上の観点から教員の個人評価の入

カデータ及び評価結果の全体集計等について、必要な情報を利用しやすい方法を検討して公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

170. 総務・企画部を中心として、報道機関に対して毎月定期的に記者発表を行うなど本学の研究成果、教育内容等種々の情報を学内外に積極的かつ客観的に引き続き提供する。
171. 学術情報部は、ホームページによる学術成果（論文）の発信に向けて取り組む。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

172. 施設企画部は、岡山大学の教育研究環境創造プランとして、施設整備に係る「魅力あるキャンパス構築のための基本計画」の鹿田団地素案をまとめる。
173. 施設企画部は、病棟Ⅱ期工事などを重点課題として継続する。また、創造的先端的な教育研究を支援する施設とするため、現有工学部校舎の防災、耐震を含めた改修工事に取り組む。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

174. 施設企画部は、施設の現状を把握するため施設パトロール等の点検調査を行い、修繕・維持にかかる営繕工事を実施する。
また、講義室の利用状況等を調査し、施設の有効利用を図る。
さらに、維持管理ならびに施設に関する情報提供として施設企画部のホームページを立ち上げ啓蒙を行う。
175. 施設企画部は、学生サービス等の視点に立って大学の教育環境に相応しいキャンパスを整備するため、施設の点検調査に基づき、障害・健常学生がともに安全に過ごすことができるバリアフリー対策工事やキャンパス環境整備を行い、市民も利用できるキャンパスを構築する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

176. 保健環境センターは、環境問題に適切に対応するため、大学として自主的に取り組むべき廃棄物や化学物質の管理等について、具体的な行動計画を策定して逐次実施する。

177. 保健環境センターは、各実験室等教育研究施設並びに附属学校園における不審者への対応や医療機関の連絡体制等も含めた基本的な安全管理ガイドマニュアルを取りまとめるとともに、常に最新の内容となるよう随時改訂する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

50億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

（三朝地区（一））

三朝地区（一）の土地の一部（鳥取県東伯郡三朝町大字山田字福呂780番1外、63.04㎡）を譲渡する。

（附属病院）

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入れにより取得する建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善・効率化並びに高度先進医療等の充実に必要な経費に充当する。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予 定 額	財 源

	総額	
・（医病）病棟Ⅱ期	3,801	施設整備費補助金（1,168）
・（医病）基幹・環境整備		船舶建造費補助金（0）
・総合研究棟改修（工学系）		長期借入金（2,551）
・デジタル放射線画像情報システム		国立大学財務・経営センター
・小規模改修		施設費交付金（82）

注）金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 方針

本学の人的資源をより有効に活かし，教育研究をはじめ全ての分野において質の向上と個性化を推進し，国際競争力のある大学づくりを実現していくためには，学部，大学院を含めた教育研究組織を大学としてどのように編成していくかが重要である。このため，大学全体として教職員配置数を一元的に管理することとし，全学的方針により組織編成し，人員配置を行うこととする。

2) 人員に係る指標

新たな社会的要請や教育研究の質的向上のため必要な人員を確保する。

3) その他人材の確保，人材の養成などについての計画

① 教員については，広く公募することを原則とし，すでに導入している教員の個人評価の活用や任期制の推進を検討する。

② 事務系，技術系及び図書系の職員については，国立大学法人等職員採用試験の合格者から採用し，国及び人事院等が行う研修へも可能な限り参加させ，さらに，国や他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより，職員の資質の向上を図る。

③ ①及び②以外の職員についても，広く公募することを原則とし，国等が行う研修へ可能な限り参加させ，他の国立大学法人等とも積極的に人事交流を行うなどにより，職員の資質の向上を図る。

（参考１）１７年度の常勤職員数 2,704人

また，任期付職員数の見込みを107人とする。

（参考２）１７年度の人件費総額見込み 26,233百万円

(別紙)

○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○ 学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別表) 学部・学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

文学部	人文学科	350人
	人間学科	60人
	行動科学科	60人
	歴史文化学科	80人
	言語文化学科	150人
教育学部	学校教育教員養成課程	680人
	養護教諭養成課程	120人
	総合教育課程	320人
	(うち教員養成に係る分野800人)	
法学部	法学科	
	昼間コース	410人
	夜間主コース	40人
	法学科	410人
	第二部	180人
経済学部	第3年次編入	10人
	経済学科	
	昼間コース	410人
	夜間主コース	80人
	経済学科	410人
理学部	第二部	180人
	第3年次編入	10人
	数学科	80人
	物理学科	140人
	化学科	120人
医学部	生物学科	120人
	地球科学科	100人
	第3年次編入	40人
	医学科	570人
	第3年次編入	20人
歯学部	保健学科	640人
	第3年次編入	40人
	(うち医師養成に係る分野590人)	
薬学部	歯学科	330人
	第3年次編入	20人
工学部	(うち歯科医師養成に係る分野350人)	
	総合薬学科	320人
	機械工学科	320人
	物質応用化学科	240人
	電気電子工学科	240人
	情報工学科	240人

環境理工学部	生物機能工学科	320人
	システム工学科	320人
	通信ネットワーク工学科	160人
	第3年次編入	60人
	環境数理学科	80人
農学部	環境デザイン工学科	200人
	環境管理工学科	160人
	環境物質工学科	160人
	総合農業科学科	480人
文化科学研究科 博士後期課程	社会文化学専攻	24人
	人間社会文化学専攻	6人
	産業社会文化学専攻	6人
博士前期課程	社会文化基礎学専攻	60人
	比較社会文化学専攻	84人
	経営政策科学専攻	56人
自然科学研究科 博士後期課程	数理電子科学専攻	34人
	基盤生産システム科学専攻	34人
	物質分子科学専攻	32人
	生体機能科学専攻	34人
	生命分子科学専攻	32人
	資源管理科学専攻	24人
	地球・環境システム科学専攻	24人
	エネルギー転換科学専攻	32人
	先端基礎科学専攻	15人
	産業創成工学専攻	23人
	機能分子化学専攻	23人
	バイオサイエンス専攻	28人
博士前期課程	数理物理科学専攻	72人
	分子・生物科学専攻	38人
	分子科学専攻	23人
	生物科学専攻	20人
	地球科学専攻	38人
	薬品科学専攻	33人
	医療薬学専攻	20人
	機械システム工学専攻	166人
	電子情報システム工学専攻	141人
	物質生命工学専攻	130人
	環境システム学専攻	34人
	環境保全工学専攻	31人
	生物資源科学専攻	77人
	生物圏システム科学専攻	67人
医歯薬学総合研究科(博士課程)	生体制御科学専攻	160人

	病態制御科学専攻	144人
	機能再生・再建科学専攻	120人
	社会環境生命科学専攻	88人
医歯薬学総合研究科(修士課程)	医歯科学専攻	40人
医歯薬学総合研究科 博士後期課程	創薬生命科学専攻	16人
博士前期課程	創薬生命科学専攻	65人
保健学研究科 博士後期課程	保健学専攻	10人
博士前期課程	保健学専攻	52人
環境学研究科 博士後期課程	社会基盤環境学専攻	6人
	生命環境学専攻	5人
	資源循環学専攻	11人
博士前期課程	社会基盤環境学専攻	30人
	生命環境学専攻	26人
	資源循環学専攻	50人
文学研究科	行動科学専攻 長期在学コース	1人
教育学研究科	学校教育専攻	20人
	障害児教育専攻	6人
	国語教育専攻	8人
	社会科教育専攻	16人
	数学教育専攻	8人
	理科教育専攻	20人
	音楽教育専攻	10人
	美術教育専攻	10人
	保健体育専攻	10人
	技術教育専攻	6人
	家政教育専攻	6人
	英語教育専攻	10人
	養護教育専攻	6人
	学校教育臨床専攻	18人
	カリキュラム開発専攻	14人
	教育組織マネジメント専攻	12人
法務研究科	法務専攻	120人 (うち法曹養成課程 120人)
特殊教育特別専攻科	15人	
別科	養護教諭特別別科	40人

附属小学校	880人 学級数 22
附属中学校	600人 学級数 15
附属養護学校	60人 学級数 9
附属幼稚園	160人 学級数 5

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 17 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	19,190
施設整備費補助金	1,168
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,993
国立大学財務・経営センター施設費交付金	82
自己収入	26,909
授業料及入学金検定料収入	8,055
附属病院収入	18,535
財産処分収入	0
雑収入	319
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	3,073
長期借入金収入	2,551
計	54,966
支 出	
業務費	43,946
教育研究経費	21,268
診療経費	16,398
一般管理費	6,280
施設整備費	3,801
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	3,073
長期借入金償還金	4,146
計	54,966

[人件費の見積り]

平成 17 年度中総額 26,233 百万円を支出する。(退職手当は除く)

『「施設整備費補助金」のうち、平成 17 年度当初予算額 251 百万円、前年度よりの繰越額 917 百万円』

2. 収支計画

平成 17 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	50,013
経常費用	50,013
業務費	43,035
教育研究経費	4,001
診療経費	11,212
受託研究費等	1,685
役員人件費	310
教員人件費	15,894
職員人件費	9,933
一般管理費	3,966
財務費用	564
雑損	0
減価償却費	2,448
臨時損失	0
収入の部	50,365
経常収益	50,365
運営費交付金	18,792
授業料収益	7,268
入学金収益	999
検定料収益	219
附属病院収益	18,535
受託研究等収益	1,685
寄附金収益	1,337
財務収益	0
雑益	319
資産見返運営費交付金等戻入	104
資産見返寄附金戻入	123
資産見返物品受贈額戻入	984
臨時利益	0
純利益	352
総利益	352

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 17 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	57,133
業務活動による支出	46,570
投資活動による支出	4,250
財務活動による支出	4,146
翌年度への繰越金	2,167
資金収入	57,133
業務活動による収入	48,955
運営費交付金による収入	19,190
授業料及入学金検定料による収入	7,953
附属病院収入	18,535
受託研究等収入	1,685
寄付金収入	1,388
その他の収入	204
投資活動による収入	2,326
施設費による収入	2,326
その他の収入	0
財務活動による収入	2,551
前年度よりの繰越金	3,301